

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

茂津多ゾーン(ポンモシリ岬(熊石町・大成町界)～寿都町弁慶岬)

ゾーン 区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項														受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法		
		大 項目	小項目	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域						種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模(現況)		規模(計画)								
						市町村名	地区番号	名	計画区域	所管省庁区分	区域番号			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	下段()内は 設計津波水位							
			海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●津波による被害 ●津波による被害 ●施設の老朽化 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸・胸壁の設置・嵩上げを行う。	せたな町	77	長磯	長磯地先	水管理・国土保全局	①-25	堤防	◎	－	－	50	+7.4 (+2.2)	せたな町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
												護岸	－	1,310	+4.5	1,310	+4.5 (+2.2)		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。					
												①-26	護岸	○	261	+5.9	261		+7.2 (+2.2)	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
												突堤	－	1基160	+2.0	1基160	+2.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロー)により、適切な維持・修繕を行う。					
								長磯漁港	貝取潤地先	水産庁		護岸	－	214	+4.5	214	+4.5 (+2.2)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
												消波堤	－	44	+2.3	44	+2.3		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
												78	貝取潤	貝取潤地先	水管理・国土保全局		消波堤		－	510	+4.2～+4.5	510	+4.2～+4.5	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロー)により、適切な維持・修繕を行う。
																	①-27		消波堤	○	415	+4.5	415	+5.6
								護岸	－	1,000	+4.5						1,000		+4.5 (+2.2)	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
								白泉漁港	白泉地先	水産庁							消波堤		－	96	+5.0	96	+5.0	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								79	平浜	平浜地先	水管理・国土保全局	①-28	消波堤	◎	－	－	100		+5.6		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロー)により、適切な維持・修繕を行う。			
								80	宮野	宮野地先	水管理・国土保全局	①-1	堤防	◎	－	－	50		+7.4 (+2.2)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
													護岸	－	460	+7.3～+7.7	460		+7.3～+7.7 (+2.2)		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
									宮野漁港	宮野地先	水産庁		護岸	－	242	+7.5	242		+7.5 (+2.2)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
								81	久遠漁港	花歌地先	水産庁	①-1-1	消波堤	○	450	+7.8	450		+9.4	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
													①-1-2	護岸	○	140	+4.5		140		+5.3 (+2.2)	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
							湯の尻地先			水産庁		護岸	－	100	+4.5	100	+4.5 (+2.2)	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
												消波堤	－	460	+7.7	460	+7.7	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
							本陣地先		水産庁		離岸堤	－	1基150	+5.5	1基150	+5.5	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
											護岸	－	280	+3.6	280	+3.6 (+2.2)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。						
									久遠漁港	水産庁	①-1-3	胸壁	◎	－	－	970		+2.2	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
																					・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
							85	上浦漁港	上浦地先	水産庁	①-2-1	護岸	○	550	+7.1	550	+7.1 (+3.7)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
												護岸	－	465	+4.0	465	+4.0 (+3.7)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
												消波堤	－	100	+2.1	100	+2.1		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
												上浦漁港	水産庁	①-2-2	胸壁	◎	－		－	300	+3.7	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
							86	富磯	富磯地先	水管理・国土保全局		護岸	－	800	+3.6	800	+3.6 (+3.7)		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。					
												突堤	－	4基100	+2.0	4基100	+2.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロー)により、適切な維持・修繕を行う。					
												消波堤	－	40	+4.6	40	+4.6		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロー)により、適切な維持・修繕を行う。					
							87	太田漁港	太田地先	水産庁		護岸	－	100	+7.1	100	7.1 (+3.7)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
									太田漁港	水産庁	①-21	胸壁	◎	－	－	191	+3.7		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
							100	鵜泊漁港	鵜泊地先	水産庁		護岸	－	173	+4.7	173	+4.7 (+2.6)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
												鵜泊漁港	水産庁	①-22	胸壁	◎	－		－	440	+2.6	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
								102	古樽多	古樽多地先	水管理・国土保全局		護岸	－	250	+7.0	250		+7.0 (+2.6)	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
								103	太樽漁港	太樽地先	水産庁	①-31	護岸	○	492	+7.2	492		+7.2 (+2.6)	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
								110	瀬棚港	川尻地先～三本杉地先	港湾局	①-3	護岸	◎	－	－	791		+7.4 (+2.4)	住宅地				
							116	吹込	吹込地先	水管理・国土保全局		①-4	護岸	◎	－	－	30	+5.5 (+2.6)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
												①-29	護岸	○	338	+5.6	338	+5.6 (+2.6)		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
												①-30	護岸	◎	－	－	200	+6.6 (+2.6)		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロー)により、適切な維持・修繕を行う。				
							120	栄浜	栄浜地先	水管理・国土保全局		①-5	消波堤	○	176	+5.5～+6.0	176	+5.7～+7.0	島牧村の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロー)により、適切な維持・修繕を行う。			
												①-5	消波堤	－	120	+5.5～+6.0	120	+5.5～+6.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロー)により、適切な維持・修繕を行う。				
護岸	－	3,400	+8.5	3,400	+8.5 (+2.0)	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																		
第2栄浜漁港	栄浜地先	水産庁		消波堤	－	128		+3.6	128	+3.6	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
121	原歌	原歌地先	水管理・国土保全局		①-6	堤防	◎	－	－	430	+8.5 (+2.0)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
					護岸	－	890	+8.4～+8.5	890	+8.4～+8.5 (+2.0)	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。													
					消波堤	－	160	+3.6	160	+3.6	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロー)により、適切な維持・修繕を行う。													
	原歌漁港	原歌地先	水産庁		①-7	護岸	◎	－	－	119	+8.5 (+2.0)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
						護岸	○	68	+8.5	68	+8.5 (+2.0)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

茂津多ゾーン(ポンモシリ岬(熊石町・大成町界)～寿都町弁慶岬)

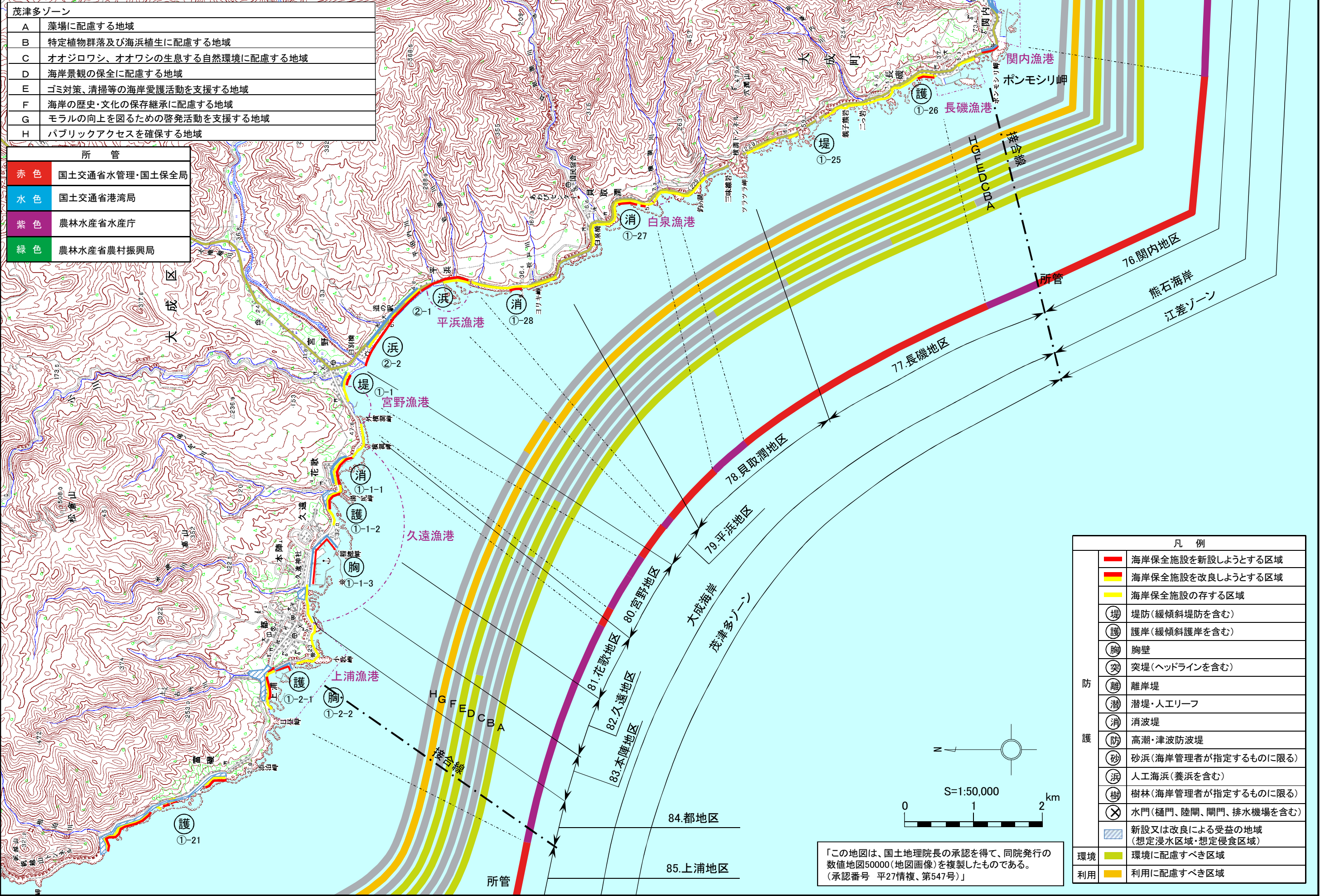
ゾーン 区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項														維持又は修繕の方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		大 項 目	小項目	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域						種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						市町村名	地区番号	名	計画区域	所管省庁区分	区域番号			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	下段「内」は 設計津波水 位	地域	状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
茂津多ゾーン	5/7～6/7	防護	①			島牧村	122	元町	元町地先	水管理・国土保全局		護岸	－	240	+6.0～+6.2 (+2.5)	240	+6.0～+6.2 (+2.5)	島牧村の一部		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	6/7			123	千走漁港		千走地先	水産庁	①-8	胸壁	◎	－	－	125	+5.9	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
千走		千走地先	水管理・国土保全局		①-9	堤防	◎	－		－	66	+6.3 (+2.5)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	124	江ノ島	江ノ島地先	水管理・国土保全局		①-10	護岸	－	250	+6.2 (+2.5)	250	+6.2 (+2.5)	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
豊平地先					農振局		①-11	護岸	－	250	+6.2 (+2.5)	250	+6.2 (+2.5)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	125	豊平	豊平地先	水管理・国土保全局	①-12	潜堤		◎	－	－	1,657	－1.0	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
堤防						◎	－	－	1,657	+6.8 (+2.5)		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7	6/7

後志檜山沿岸
茂津多ゾーン(ポンモシリ岬(熊石町・大成町界)～寿都町弁慶岬)

[illegible]

茂津多ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	オオジロワシ、オオワシの生息する自然環境に配慮する地域
D	海岸景観の保全に配慮する地域
E	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	パブリックアクセスを確保する地域

所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局



凡 例	
海岸保全施設を新設しようとする区域	
海岸保全施設を改良しようとする区域	
海岸保全施設の存する区域	
堤防(緩傾斜堤防を含む)	堤防
護岸(緩傾斜護岸を含む)	護岸
胸壁	胸壁
突堤(ヘッドラインを含む)	突堤
離岸堤	離岸堤
潜堤・人工リーフ	潜堤
消波堤	消波堤
高潮・津波防波堤	防波堤
砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)	砂浜
人工海浜(養浜を含む)	人工海浜
樹林(海岸管理者が指定するものに限る)	樹林
水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)	水門
新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)	
環境に配慮すべき区域	環境
利用に配慮すべき区域	利用

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平27情複、第547号)」

